

2023年4月14日

各位

会社名 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
代表者 代表取締役社長 米田 幸正
(コード番号: 7829 東証グロース)
問合せ先 管理統括本部長 杵本 直司
(TEL 03-6400-5524)

第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① 当社の親会社である株式会社コナカ（以下「コナカ」といいます。）との間で、引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、総額18億円のA種種類株式を発行すること
- ② A種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）
- ③ A種種類株式の払込みの日を効力発生日として、資本金および資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替え（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）、本資本金等の額の減少により増加したその他資本剰余金の一部で繰越利益剰余金の欠損を填補すること（以下「本剰余金の処分」といいます。）
- ④ 2023年5月30日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、A種種類株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）（A種種類株式の有利発行に係る特別決議を含みます。）、本定款変更、本資本金等の額の減少および本剰余金の処分に係る各議案を付議すること

本第三者割当は、本定時株主総会において本第三者割当および本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としております。また、本資本金等の額の減少は、本第三者割当に係る払込みを条件とし、本剰余金の処分は、本資本金等の額の減少の効力が生じることを条件としております。なお、本資本金等の額の減少および本剰余金の処分は、貸借対照表の純資産の部における振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じさせるものではありません。

I. 本第三者割当による種類株式の発行について

1. A種種類株式の概要

① 払 込 期 日	2023年5月31日
② 発 行 新 株 式 数	A種種類株式 18株
③ 発 行 価 額	1株につき1億円
④ 調 達 資 金 の 額	18億円
⑤ 優 先 配 当 金	剰余金の配当をするときは、1株につき、1億円（但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、年率1.875%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は

	最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。) 但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(別紙1(A種種類株式発行要項)8.(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。
⑥ 募集または割当方法 (割当予定先)	コナカに対する第三者割当方式
⑦ その他	A種種類株式の内容の詳細は別紙1(A種種類株式発行要項)をご覧ください。 普通株式を対価とする取得請求権・取得条項はありません。

2. 本第三者割当の目的および理由

(1) 本第三者割当に至る経緯および目的

当社、子会社および関連会社(以下「当社グループ」といいます。)は前期まで7期連続で親会社株主に帰属する当期純利益で赤字を計上することとなりました。これまで培ってきた当社のビジネスモデルが劣化し、お客様のニーズを的確にとらえ、お客様満足度の向上につなげることの精度が落ちていることで、お客様からの支持が得られていないとの分析から、事業構造を足下から見直し、構造改革を断行することとして、2022年下期以降取り組んでまいりました。

当社グループを取り巻く環境は大きく変化しており、前連結会計年度におきましても、資源価格上昇、急激な円安進行、新型コロナウイルス感染症等の影響等、不透明な状況が続いておりましたが、今年に入り経済活動は徐々に持ち直しつつあると分析しています。

その様な状況下、2022年5月より新社長の下、「心を一つに!一時間かけた思いやり」を経営理念および行動規範として事業計画の見直し、新たな店舗業態による事業をベースとしたビジネスモデルへの転換を念頭に、まずは新業態開発の計画設計に着手し、

「Reborn 計画」として構想を進めて参りました。「Reborn 計画」の概要は以下の通りです。3年後のありたい姿へのマイルストーンとして、2023年2月期を「サバイバル期」と位置づけ、カンパニー制から事業本部制への移行、次期基幹システムプロジェクトキックオフ、店舗別採算性の総点検と統廃合、および、サマンサタバサ事業における新業態店舗による新たなビジネスモデル事業への進化、フィットハウス事業における独立型ロードサイド展開大型店舗ビジネスモデルから、モール展開型中規模ビジネスモデルの開発、物流センター見直しおよび配送効率の精査、等に取り組むものです。その上で、2024年2月期を「リカバリー期」と位置づけ、事業本部制によるセグメント機能の確立、サマンサタバサ事業とフィットハウス事業とのシナジーの発揮、サマンサタバサ事業における新業態開発ビジネスモデルに基づく、2ブランドによる結合化店舗、3~4ブランドによる統合型店舗、旗艦店として考える総合化店舗の開発と展開開始、フィットハウス事業におけるモール展開型中規模ビジネスモデルの開発、次期基幹システムの稼働開始、等に取り組むこととしておりました。その上で、2025年2月期を「グロース期」と位置づけ、企業価値向上へ向けた取り組みを更に徹底、深化させていくことを企図しておりました。

「サバイバル期」と位置付けていた2023年2月期の連結売上高は、本日公表しております2023年2月期決算短信に記載のとおり、252億4千万円、営業損失17億1千7百万円、親会社株主に帰属する当期純損失19億9千6百万円となり、純資産は期首25億1千7百万円から、期末が4億7千9百万円まで減少するという非常に厳しい結果となりました。

当社は「Reborn 計画」の2期目にあたる2024年2月期は、「グロース期」に取り組むと

していた様々な施策を全社一丸となって実行に移し、収益性の高い事業構造へのリカバリーを成し遂げていく所存です。特に重要な施策としては、「サバイバル期」において、検討・準備・精査を行ってきた「店舗総点検/統廃合」、「基幹システムリプレース」、「物流拠点統合化」であり、ビジネスモデルの構造改革を進め、お客様満足度の向上と収益力の強化を実現してまいります。

「店舗総点検/統廃合」では、具体的にはサマンサタバサ事業本部において、これまでブランド単独で出店しておりました店舗につきまして全店舗総点検を実施し、売上高の回復が見込めないと判断した店舗を中心に統廃合を進める計画です。一方で、新たなビジネスモデルの再構築が急務であり、こちらにつきましては従来ブランド単独での出店を基本としておりましたが、今後はブランド展開企業として結合型店舗、複合型店舗、そして旗艦店の位置付けとしての総合型店舗にてお客様の「ワンストップ・ショッピングニーズ」に対応し、店舗環境面からは新店装の開発により全店舗統一環境を実現し、ブランドイメージの再構築を目的とした新たなビジネスモデルを開発、今後市場に順次投入して参ります。また当該ビジネスモデルは、販売費および一般管理費の節減にも大きく寄与するものであり実現を推進して参ります。

フィットハウス事業本部におきましても店舗総点検を実施し、これまでロードサイドの単独大型店舗中心のビジネスモデルでしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にお客様のニーズを的確にとらえることができず、劣化していると分析しています。今後は郊外モール型商業施設への中規模店舗での出店、および展開MDについても出店先の商業施設ごとに商品動向を分析し、最適な商品MDミックスを開発することで収益性の高いビジネスモデルとして再構築を図って参ります。また、フィットハウスの原点である「シュー・フィッター」有資格者を全店舗に配置し、競合企業との差別化による高いサービス品質をお客様に体験して頂き、フィットハウスのファンづくりを進めて参ります。

また、店頭販売情報の有効活用により、お客様満足度の向上と収益力の向上につなげる仕組み作りを重要事項の一つとして認識しており、基幹システムのリプレースを既に昨年度から進めている状況でございます。

さらには、5拠点に分散している倉庫機能の統合化を進め、これまで導入出来ていない倉庫管理システムの導入による効率的な商品出荷管理体制および店着物流体制の構築による物流関連コストの大幅な節減を実現して参ります。

この様な当社の状況の下、事業構造改革の実現と収益力の回復、および成長軌道への回帰のため、親会社であるコナカとの間で協議を継続してまいりました。2023年3月初旬以降、当社よりコナカに対して第三者割当増資の引き受け打診を行い、コナカとの間で資金調達や資本増強に関する各種施策に関して継続的に議論を重ねました。

その後2023年3月から4月にかけて、割当候補先の特長、施策内容（種類株式発行の金額規模その他の経済条件）を種々検討し、またコナカと複数回にわたり、具体的な協議・交渉を行ったところ、最終的に上記「1. A種種類株式の概要」に記載のとおりコナカにA種種類株式を割り当てるのが最善であるとの判断に至りました。本第三者割当は、当社グループの財務基盤の安定に加え、事業構造改革の推進・実現を支える資金の確保につながり、かつ中長期的な企業価値向上につながると考えております。

(2) 本第三者割当により資金調達を実施する理由

劣化した現状のビジネスモデルに対する抜本的な施策を講ずることの遅れにより毀損した自己資本を補い、かつ、事業構造改革を推進し、今後も相当期間見込まれる「Reborn計画」の効果が表れる時期までに耐え得る財務体質を築くには、資本性の資金調達を実施することが不可欠であると考えております。

そこで、当社の事業構造改革に沿った資本性の資金調達の具体的方法について、様々な選択肢を検討してまいりました。この点、当社グループの経営成績、当社普通株式の株価水準および株式流動性を勘案すると、当社普通株式による公募増資により必要な規模の資

金を調達することは困難であると判断しました。また、当社普通株式を用いた第三者割当増資は、当社普通株式に希薄化が生じ、当社の既存株主に対する不利益を生じさせかねないことから適切でない判断しました。

これに対して、種類株式を用いた第三者割当増資の場合には、その設計によって当社普通株式の希薄化を回避しつつ資本性の資金を調達することで財務体質の改善を図ることができることから、当社にとって最良の選択肢になり得ると判断いたしました。

また当社が必要な資金を迅速かつ確実に調達し財務基盤を安定させるためには、当社の親会社であるコナカを出資先として決定することが当社にとって最善の選択肢であるとの結論に至りました。

以上の検討を踏まえ、当社は、A種種類株式をコナカに対して第三者割当の方法により発行することを決定いたしました。A種種類株式の主な特徴は、以下のとおりです。なお、A種種類株式は無議決権種類株式であること、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」であることから、当社普通株式の希薄化は発生しません。

(i) 配当

A種種類株式の株主は、普通株式の株主に対して優先して配当を受け取ることができます。なお、ある事業年度においてA種種類株式の株主への配当金が不足した場合、当該不足額の支払は翌事業年度以降に累積されます。また、A種種類株式の株主は、当該配当金を超えて剰余金の配当を受け取ることはできません。

(ii) 金銭対価の取得条項

当社は、払込期日以降、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種種類株式の全部または一部を取得することができます。

当社が取得することができるA種種類株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額および日割未払優先配当金額（発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

(iii) 金銭対価の取得請求権

A種種類株式の内容として、A種種類株式の株主は、法令上可能な範囲で、所定の手続を経て、当社に対し、金銭と引換えにA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は金銭を対価としてA種種類株式を取得するものとされており、A種種類株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額および日割未払優先配当金額（発行要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

但し、A種種類株式の割当予定先であるコナカは、原則としてA種種類株式の払込期日以降3年間（以下「行使禁止期間」といいます。）、A種種類株式に係る取得請求権を行使できません。また、当該行使禁止期間は、その満了日の前日までに当社およびコナカの書面による合意により、最長当該払込期日の10年後の応当日まで延長できます。

(iv) 議決権

A種種類株式には議決権が付与されておりません。

(v) 譲渡制限

A種種類株式の譲渡は、当社の取締役会の承認が必要とされており、

3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,800百万円
② 発行諸費用の概算額	215百万円
③ 差引手取概算額	1,585百万円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額の主な内訳は、登記費用、アドバイザー費用、弁護士費用、A種種類株式の価値算定費用、特別委員会関連費用等です。発行諸費用のうち、アドバイザー費用が大きい割合を占めております。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 店舗投資（店舗統廃合・新業態店舗の出店）	435	2023年6月～2025年2月
② 基幹システムリプレース関連費用	270	2023年6月～2024年2月
③ 物流拠点統合化関連費用	80	2023年6月～2024年2月
④ 借入金の弁済（コナカからの借入金の弁済）	800	2023年6月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金にて管理いたします。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、資金使途についての詳細は以下のとおりです。

店舗投資に関しては、以下の施策を講じることで、ビジネスモデルの再構築につなげてまいります。

(1) 店舗統廃合：サマンサタバサ事業本部およびフィットハウス事業本部合計で今期および来期に合計で60店舗程度の店舗統廃合を計画しており、今期および来期に合計で約1億500万円の支出を見込んでおります。

(2) 新業態店舗の出店：複数ブランドによる結合型、統合型および総合型店舗である新業態の開発予定店舗として、今期は11店舗を計画しており、店舗当たりの平均支出額を約3,000万円、合計で今期中に約3億3,000万円の支出を見込んでおります。

基幹システムリプレース関連費用の内訳は、現在要件定義段階まで進捗しており、今年度に発生する予定のシステム開発初期投資費用および店舗用POSレジ、ランニング費用と諸経費の合計であり、今期に2億7,000万円の支出を見込んでおります。

物流拠点統合化関連費用の内訳は、現在の賃貸借契約が今期中に契約期間の満了を迎えることから、現在5拠点に分散している倉庫拠点の一元化により効率化を目指す計画として、これに伴う統合・移転費用および倉庫管理システム構築関連費用、ランニング費用と諸経費の合計として、今期に8,000万円の支出を見込んでおります。

借入金の弁済に関しては、当社がコナカとの間の2020年10月15日付金銭消費貸借契約に基づき借り入れた8億円の借入金の弁済に充当することを予定しております。なお、当社は、2020年10月27日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しており、同契約の財務制限条項の一つとして、「全貸付人及びエージェントの事前承諾なく、株式会社コナカを債権者とする2020年10月15日付の8億円の借入金の弁済を行わないこと」が規定されていますが、上記借入金の弁済に関しては、全貸付人およびエージェントから事前の承諾を取得しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を上記「3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、当社の置かれた厳しい経営状況から脱却するべく事業構造改革を実行し、一層の事業拡大、収益性の向上、財務体質の改善・強化を図ることが可能となり、結果として当社グループの中長期的な成長、企業価値の向上につながるため、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。したがって、上記記載の資金使途に合理性があると判断いたしました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

当社は、A種種類株式が、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されない、いわゆる「社債型優先株式」であることを踏まえ、優先配当金等、優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮して算定されたA種種類株式の評価価額、および当社の置かれた事業環境、財務状況、「2 (1) 本第三者割当に至る経緯および目的」に記載されたコナカとの交渉経緯を総合的に勘案の上、金1億円をA種種類株式の1株当たりの払込金額としており、当社としてはA種種類株式の発行条件および払込金額は公正な水準であると判断しております。

なお、当社は、A種種類株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、下記「10. 支配株主との取引等に関する事項」の「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の特別委員会が取得した、当社および割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）作成にかかるA種種類株式評価報告書の内容を確認いたしました。赤坂国際会計は、一定の前提（A種種類株式の配当金額：1.875%、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求権、無リスク利率：0.15%、クレジットスプレッド：1.20～1.88%等）の下、一般的な価値算定モデルを用いてA種種類株式の公正価値を算定した結果、A種種類株式の価格は、1株当たり99,455,018円～101,493,764円とされております。なお、当社および特別委員会は、赤坂国際会計から払込金額の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

A種種類株式の払込金額は、赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価値のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、A種種類株式発行については、本定時株主総会において会社法第199条第1項、第2項および第3項ならびに第309条第2項第5号に基づく特別決議によるご承認をいただくことを条件としております。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種種類株式の発行により、総額18億円を調達いたしますが、上述の「2. 本第三者割当の目的および理由」に記載のとおり、前述の資金使途およびそれが合理性を有していることに照らしますと、A種種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、A種種類株式は、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付されない、いわゆる「社債型優先株式」であるため、当社普通株式に関する希薄化は発生しません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① コナカ

(1) 商	号	株式会社コナカ
-------	---	---------

(2) 本店所在地	神奈川県横浜市戸塚区品濃町 517 番地 2																						
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 CEO グループ代表 湖中 謙介																						
(4) 事業内容	ビジネスウェアおよびその関連洋品ならびにバッグおよびアパレルの企画・製造・販売等																						
(5) 資本金の額	5,305 百万円 (2022 年 12 月末現在)																						
(6) 設立年月日	1973 年 11 月 28 日																						
(7) 発行済株式数	31,146,685 株 (2022 年 12 月末現在)																						
(8) 事業年度の末日	9 月 30 日																						
(9) 従業員数	2,507 人 (連結) (2022 年 9 月末現在)																						
(10) 主要取引先	連結損益計算書の売上高または仕入高の 10%以上を占める取引先がないため、該当事項はありません。																						
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱 UFJ 銀行、株式会社りそな銀行、株式会社横浜銀行																						
(12) 大株主および持株比率 (2022 年 9 月末現在)	<table border="1"> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)</td> <td>8.36%</td> </tr> <tr> <td>湖中 謙介</td> <td>7.69%</td> </tr> <tr> <td>コナカ従業員持株会</td> <td>5.91%</td> </tr> <tr> <td>湖中 博達</td> <td>3.24%</td> </tr> <tr> <td>甲陽ハウジング(有)</td> <td>2.74%</td> </tr> <tr> <td>昭和住宅(株)</td> <td>2.69%</td> </tr> <tr> <td>(株)三井住友銀行</td> <td>2.59%</td> </tr> <tr> <td>湖中 雄介</td> <td>2.39%</td> </tr> <tr> <td>湖中 龍介</td> <td>2.25%</td> </tr> <tr> <td>(有)ワイアンドイー</td> <td>2.19%</td> </tr> </table>			日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	8.36%	湖中 謙介	7.69%	コナカ従業員持株会	5.91%	湖中 博達	3.24%	甲陽ハウジング(有)	2.74%	昭和住宅(株)	2.69%	(株)三井住友銀行	2.59%	湖中 雄介	2.39%	湖中 龍介	2.25%	(有)ワイアンドイー	2.19%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	8.36%																						
湖中 謙介	7.69%																						
コナカ従業員持株会	5.91%																						
湖中 博達	3.24%																						
甲陽ハウジング(有)	2.74%																						
昭和住宅(株)	2.69%																						
(株)三井住友銀行	2.59%																						
湖中 雄介	2.39%																						
湖中 龍介	2.25%																						
(有)ワイアンドイー	2.19%																						
(13) 当社との関係等	<table border="1"> <tr> <td>資本関係</td> <td colspan="2">当社普通株式 38,910 千株を保有しております (議決権所有割合 59.1%)。 (2023 年 2 月末日現在)</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td colspan="2">当社の取締役 1 名がコナカの実業取締役社長 CEO グループ代表を兼任しております。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td colspan="2">当社とコナカとの間で、借入の金融取引があります。そのほか、当社とコナカとの間で 2019 年 9 月に資本業務提携契約を締結し、商品売買取引および商品販売の促進に関する取引等があります。</td> </tr> <tr> <td>関連当事者への該当状況</td> <td colspan="2">コナカは、当社の親会社であることから、関連当事者に該当します。</td> </tr> </table>			資本関係	当社普通株式 38,910 千株を保有しております (議決権所有割合 59.1%)。 (2023 年 2 月末日現在)		人的関係	当社の取締役 1 名がコナカの実業取締役社長 CEO グループ代表を兼任しております。		取引関係	当社とコナカとの間で、借入の金融取引があります。そのほか、当社とコナカとの間で 2019 年 9 月に資本業務提携契約を締結し、商品売買取引および商品販売の促進に関する取引等があります。		関連当事者への該当状況	コナカは、当社の親会社であることから、関連当事者に該当します。									
資本関係	当社普通株式 38,910 千株を保有しております (議決権所有割合 59.1%)。 (2023 年 2 月末日現在)																						
人的関係	当社の取締役 1 名がコナカの実業取締役社長 CEO グループ代表を兼任しております。																						
取引関係	当社とコナカとの間で、借入の金融取引があります。そのほか、当社とコナカとの間で 2019 年 9 月に資本業務提携契約を締結し、商品売買取引および商品販売の促進に関する取引等があります。																						
関連当事者への該当状況	コナカは、当社の親会社であることから、関連当事者に該当します。																						
(14) 最近 3 年間の経営成績および財政状態 (単位: 百万円。特記しているものを除く。)																							
決算期	2020 年 9 月期	2021 年 9 月期	2022 年 9 月期																				

連 結 純 資 産	32,014	25,051	19,797
連 結 総 資 産	69,486	58,835	54,307
1株当たり連結純資産(円)	982.69	801.70	657.10
売 上 高	47,842	58,584	63,174
連結営業損失(△)	△4,938	△7,825	△3,255
連結経常損失(△)	△6,628	△6,516	△2,193
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△12,948	△1,938	△3,231
1株当たり連結当期純損失金額(△)(円)	△444.71	△66.56	△110.99
1株当たり配当金(円)	10.00	20.00	20.00

(注) 当社は、コナカが株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出しているコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2022年12月23日付）において、「当社は、健全な社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持する為に、反社会的勢力への対応を所轄する部署を総務部と定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしております。」との記載を確認しております。以上のことから、当社はコナカおよびその役員または経営に実質的に関与するものが反社会的勢力と一切関係がないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

コナカは新型コロナウイルス感染症の拡大等、当社グループを取り巻く厳しい経営環境や当社における資本政策の考え方、当社の経営戦略および事業計画を十分にご理解いただいていること等を総合的に勘案の上、本第三者割当による資金調達が企業価値向上に寄与するとの判断に至り、コナカを割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先との引受契約における合意事項

当社は、コナカとの間で、2023年4月14日付で、それぞれ以下の内容を含む引受契約書を締結しております。

(i) 事前承諾事項

当社は、2023年4月14日以降、コナカが全てのA種種類株式を保有しないこととなる日までの間、コナカの事前の書面による承諾のある場合を除き、定款の重要な変更（新たな種類株式またはかかる株式を対象とする新株予約権の発行を目的とする定款変更その他A種種類株式の保有者に重大な損害を及ぼすおそれがある定款変更に限ります。）、株式取扱規程の変更（A種種類株式に係る事項についての変更に限りません。）、現金交付を伴う株式併合、自己株式の取得、資本金または準備金の額の変更（本資本金等の額の減少を除きます。）、剰余金の配当（金銭に限られず、中間配当を含みます。）その他の処分、株式会社以外への組織変更、合併、当社が分割会社となる会社分割、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転、事業の全部の譲渡、解散、清算または倒産処理手続開始の申立てを行わずまたは子会社をして行わせません。但し、コナカは、事前の書面による承諾を、いかなる場合も不合理に拒絶してはなりません。

また、当社は、2023年4月14日以降、コナカが全てのA種種類株式を保有しないこととなる日までの間、コナカの事前の書面による同意なく、株式等を発行または処分してはなりません（但し、当社の役職員を割当先とするストック・オプションを発行する場合を除きます。）。

(ii) 取得請求権の行使制限

コナカは、原則としてA種種類株式の行使禁止期間は、A種種類株式に係る取得請求権を行使できません。また、当該行使禁止期間は、その満了日の前日までに当社およびコナカの書面による合意により、最長当該払込期日の10年後の応当日まで延長できます。

(4) 割当予定先の保有方針

コナカについては、A種種類株式の取得は、同社の子会社である当社の事業構造改革を主に財務面から中長期にわたり支援する方針に基づいたものであり、また、行使禁止期間およびその延長期間中は取得請求権の行使が制限されていることから、A種種類株式を中長期的に保有していただく方針であると理解しております。

なお、A種種類株式の譲渡については、当社取締役会の承認を必要としております。

(5) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、コナカについて、同社が2023年2月14日付で関東財務局長宛に提出している2023年9月期第1四半期報告書に記載の連結貸借対照表に現金および預金6,687百万円(2022年12月31日)と記載されていることを確認しております。また、コナカからは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を口頭で得ております。

以上より、当社は、割当予定先について、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 大株主および持株比率

(1) 普通株式

割当前 (2023年2月28日現在)		割当後
株式会社コナカ	59.09% (38,910千株)	同左
寺田 和正	16.78% (11,046千株)	
清水 優	0.90% (590千株)	
楽天証券株式会社	0.64% (421千株)	
平野 秀和	0.48% (316千株)	
酒井 孝敏	0.40% (265千株)	
河原塚 隆史	0.35% (231千株)	
常盤 静朗	0.31% (205千株)	
金室 貴久	0.27% (181千株)	
有限会社梅林堂	0.22% (148千株)	

(注) 1. 持株比率は、2023年2月28日現在の発行済株式総数65,851千株(自己株式は除外しております。)に対する比率を記載しております。

2. 「所有株式数」は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) A種種類株式

割当前 (2023年2月28日現在)	割当後	
該当なし	株式会社コナカ	100%

8. 今後の見通し

本第三者割当により、自己資本の回復を図り、当社の財務体質の改善を図るとともに、資金使途への充当を通じて当社の企業価値の向上を見込んでおります。なお、本第三者割当による業績への影響については、軽微であると見込んでおります。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当は、(1)希薄化率が25%未満であること、(2)支配株主の異動を伴うもの

ではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

但し、下記「10. 支配株主との取引等に関する事項」の「(1) 支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本第三者割当は支配株主との取引等に該当します。したがって当社は、支配株主との間で利害関係を有しない委員で構成された特別委員会から、本第三者割当が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行っております。また、本第三者割当および本定款変更に関し本定時株主総会での承認を経ることを予定しております。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性および少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本第三者割当は、コナカが当社の親会社であり支配株主に当たることから、当社にとって支配株主との取引等に該当します。

当社が 2022 年 5 月 31 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取締役会において取引内容及び条件の妥当性等を検討し、審議、決議により決定いたしております。」と記載しております。

この点、当社は、本第三者割当について、コナカからの経営の独立性の確保に努めており、さらに下記(2)および(3)に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本第三者割当に係る決定を行っております。このような対応の結果、本第三者割当は上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本第三者割当の公正性を担保するための措置として、上記「5. 発行条件等の合理性」の「(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容」に記載のとおり、A種種類株式の発行条件の決定にあたり、下記(3)に記載の特別委員会が取得した、当社および割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計作成にかかるA種種類株式の公正価値の算定結果の内容を確認したほか、下記(3)に記載のとおり、当社および割当予定先から独立した特別委員会の意見を取得しております。

また、当社の取締役のうち、コナカの実業取締役社長 CEO グループ代表を兼務している湖中謙介氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、本第三者割当に関する取締役会の審議および決議には参加しておらず、当社の立場においてコナカとの協議・交渉にも参加しておりません。その上で、当社取締役会において、上記の理由により本第三者割当に関する審議および決議には参加していない湖中謙介氏以外の全ての取締役が出席の上、出席取締役の全員一致により、本第三者割当の実施につき決議しております。また、当該取締役会において、当社の監査役全員が本第三者割当に異議がない旨の意見を述べております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本第三者割当は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当該支配株主との間で利害関係を有しない第三者による本第三者割当が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行うことが望ましいと判断しました。

そこで、当社は、当社およびコナカから独立した当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている守屋宏一氏および伊串久美子氏ならびに当社の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届けている佐伯章二氏、野本昌城氏および大橋一生氏の5名から構成される特別委員会を設置し、特別委員会に対し、本第三者割当が当社

の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか（① 本第三者割当の目的は合理的か、② 本第三者割当の条件の公正性が確保されているか、③ 本第三者割当において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているかを含みます。）について諮問いたしました。

特別委員会は、当該諮問事項について、当社による本第三者割当の目的、条件および検討体制等に関する説明、赤坂国際会計から取得したA種種類株式の公正価値の算定結果等を踏まえ、当社の取締役会に対し、2023年4月12日付で大要、以下の内容の答申書を提出しました。

(i) 本第三者割当の目的は合理的か

- ・ 本第三者割当に至る経緯について、①前期まで7期連続での親会社株主に帰属する当期純利益の赤字計上の事実と、それを受けた、当社のビジネスモデルが劣化し、顧客の支持を得られていないという当社の分析、②当社グループを取り巻く環境の変化、③当社による事業計画の見直しと当社の「Reborn 計画」の立案と取り組み、④2023年2月期の当社の財務状況の見通し、⑤当社の「Reborn 計画」における2024年2月期以降の重要な施策の内容とその必要性、⑥当社と親会社との協議の経緯、⑦本第三者割当が当社グループの財務基盤の安定に加え、事業構造改革の推進・実現を支える資金の確保につながり、かつ、中長期的な企業価値向上につながるという考え等に特段不合理な点は見当たらず、当社に資金調達必要性が認められる。
- ・ 資金調達方法として本第三者割当を採用した理由について、①毀損した自己資本を補い、かつ、事業構造改革を推進し、今後も相当期間見込まれる「Reborn 計画」の効果が表れる時期までに耐え得る財務体質を築くには、資本性の資金調達を実施することが不可欠であること、②当社グループの経営成績、当社普通株式の株価水準および株式流動性を勘案すると、当社普通株式による公募増資により必要な規模の資金を調達することは困難であること、③当社普通株式を用いた第三者割当増資は、当社普通株式に希薄化が生じ、当社の既存株主に対する不利益を生じさせかねないことから適切でないと考えられること、④種類株式を用いた第三者割当増資の場合には、その設計によって当社普通株式の希薄化を回避しつつ資本性の資金を調達することで財務体質の改善を図ることができること、⑤当社が必要な資金を迅速かつ確実に調達し財務基盤を安定させるためには、当社の親会社であるコナカを出資先として決定することが当社にとって最善の選択肢であること等に関する当社の説明内容に特段不合理な点は見当たらず、資本性の資金調達を実施する必要性および合理性が認められる。
- ・ A種種類株式は、既存株主の議決権希薄化への配慮がなされた設計となっており、他の資金調達方法と比較して、本第三者割当による資金調達の合理性が認められる。
- ・ 調達資金の使途について、①店舗投資（店舗統廃合・新業態店舗の出店）、②基幹システムリプレイス関連費用、③物流拠点統合化関連費用、および、④借入金の弁済（コナカからの借入金の弁済）に関する当社の説明内容に特段不合理な点は見当たらず、それらの資金使途は当社の企業価値の向上に資する内容になっており、本第三者割当による資金調達の具体的な資金使途に合理性が認められる。
- ・ 以上を総合的に考慮すると、本第三者割当は、当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的は正当かつ合理性があると認められる。

(ii) 本第三者割当の条件の公正性が確保されているか

- ・ A種種類株式の払込金額以外の主要な条件については、配当および金銭対価の取得条項その他の内容、交渉経緯や他社事例等を踏まえると、不合理な条件とはいえない。なお、A種種類株式には、コナカに対して金銭対価の取得請求権が付されているが、引受契約において、原則としてA種種類株式の払込期日以降3年間（但し、その満了日の前日までに当社およびコナカの書面による合意により、最長当該払込期日の10年後の応

当日まで延長可)は、A種種類株式に係る取得請求権を行使できないとされていることもあり、不合理な条件とはいえない。

- ・ A種種類株式の払込金額については、本特別委員会が選任した本特別委員会の独自の第三者算定機関である赤坂国際会計による合理性を有する種類株式評価報告書(A種種類株式)におけるA種種類株式の評価価額を踏まえ、A種種類株式の払込金額は、合理的な水準にあるものと評価できる。
- ・ 本第三者割当において、A種種類株式は無議決権種類株式であること、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型優先株式」であることから、当社普通株式の希薄化は発生せず、希薄化の観点からも合理性が認められる。
- ・ 客観的な市場価値のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、A種種類株式発行については、本定時株主総会において特別決議による承認を得ることを条件とし、株主の意思も確認することとしている。
- ・ 下記(iii)のとおり、A種種類株式の払込金額を含む本第三者割当の条件は、公正な手続を経た上で決定されたものであることが認められる。
- ・ 以上を総合的に考慮すると、A種種類株式の払込金額を含む本第三者割当の条件には公正性が確保されていると考えられる。

(iii) 本第三者割当において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか

- ・ 当社は、意思決定の過程における恣意性の排除および利益相反の回避の観点から本特別委員会を設置している。本特別委員会は、本第三者割当の条件に係る具体的な交渉に入るより以前に設置されており、各委員の独立性を疑うべき事由は認められない。当社が選任したファイナンシャル・アドバイザーおよびリーガル・アドバイザーは、いずれも独立性に問題がないことを確認し、それぞれを当社のアドバイザーとして承認し、さらに、本特別委員会の独自の第三者算定機関として赤坂国際会計を選任した上で、同社から種類株式評価報告書(A種種類株式)を取得し、本第三者割当の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。また、当社は、独立したリーガル・アドバイザーから本第三者割当の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けている。
- ・ 当社は、本特別委員会から受けた交渉方針に係る意見や各アドバイザーからの助言等を踏まえ、コナカとの間で実質的な交渉を行っている。
- ・ 当社取締役のうち、コナカの取締役社長CEOグループ代表を兼務している湖中謙介氏は、当社の立場で本第三者割当の条件に係る協議および交渉に参加していない。また、2023年4月14日開催予定の当社取締役会において予定されている本第三者割当に関する議案の採決方法についても、同氏は審議・採決に参加しない予定である。その他、本第三者割当に係る協議、検討および交渉の過程で、本第三者割当に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、当社取締役会は、本特別委員会の設置に当たり、本第三者割当に関する当社取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本第三者割当は当社の少数株主にとって不利益なものではないといえないと判断したときには、当社取締役会は本第三者割当の決定をしないものとすることを決議しており、本特別委員会の設置の趣旨に十分配慮した意思決定が行われることが想定されている。
- ・ 本第三者割当に係るプレスリリースおよび臨時報告書においては、少数株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

- ・ 以上を総合的に考慮すると、本第三者割当においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(iv) 上記 (i) から (iii) のほか、本第三者割当は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

- ・ 上記 (i) から (iii) を総合的に考慮すると、本第三者割当は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない。

11. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期
連結売上高	22,594	25,366	25,241
連結営業利益または 連結営業損失 (△)	△3,521	△2,755	△1,717
連結経常利益または 連結経常損失 (△)	△3,599	△2,495	△1,548
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	△10,049	△4,152	△1,996
1株当たり連結当期純損失 (△) (円)	△186.23	△63.06	△30.31
1株当たり配当金 (円)	—	—	—
1株当たり連結純資産 (円)	99.74	33.86	1.49

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況 (2023年2月28日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	65,851,417株	100.00%

(注) 2023年2月28日現在において潜在株式はありません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期
始値	168円	125円	112円
高値	237円	192円	120円
安値	105円	103円	93円
終値	124円	111円	98円

(注) 各株価は、東京証券取引所(マザーズ市場。2022年4月4日以降は市場区分の変更によりグロース市場)におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	2022年 11月	12月	2023年 1月	2月	3月	4月
始値	104円	103円	98円	99円	98円	91円
高値	105円	104円	103円	100円	99円	91円
安値	102円	93円	96円	95円	88円	87円
終値	102円	97円	98円	98円	90円	88円

(注) 2023年4月の株価については、2023年4月13日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年4月13日
始 値	90 円
高 値	90 円
安 値	88 円
終 値	88 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

II. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

上記 I. に記載のとおり、A種種類株式の発行を可能とするために、A種種類株式に関する定款規定を新設するものです。

2. 本定款変更の内容

本定款変更の内容は別紙2（定款変更案）をご参照下さい。

3. 本定款変更の日程

2023年4月14日 取締役会決議
2023年5月30日 本定時株主総会決議（予定）
2023年5月30日 本定款変更の効力発生日（予定）

III. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

早期の財務体質の改善および剰余金配当のための分配可能額の確保および充実を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金および資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当に係る払込みを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

2,932 百万円

(2) 減少すべき資本準備金の額

935 百万円

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少の日程

2023年4月14日 取締役会決議
2023年4月17日 債権者異議申述公告（予定）
2023年5月19日 債権者異議申述最終期日（予定）

2023年5月30日 本定時株主総会決議（予定）
2023年5月31日 本資本金等の額の減少の効力発生日（予定）

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

IV. 本剰余金の処分について

1. 本剰余金の処分の目的

当社は、上記「Ⅲ. 本資本金等の額の減少について」に記載のとおり、本資本金等の額の減少を行います。会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分を行い、本資本金等の額の減少によって増加することとなるその他資本剰余金の一部で繰越利益剰余金の欠損を填補することといたしました。

なお、本剰余金の処分については、本資本金等の額の減少の効力が生じることを条件とします。

2. 本剰余金の処分の要領

(1) 減少する剰余金の項目および額

その他資本剰余金 11,944百万円

(2) 増加する剰余金の項目および額

繰越利益剰余金 11,944百万円

3. 本剰余金の処分の日程

2023年4月14日 取締役会決議
2023年5月30日 本定時株主総会決議（予定）
2023年5月31日 本剰余金の処分の効力発生日（予定）

4. 今後の見通し

本剰余金の処分は、貸借対照表の純資産の部におけるその他資本剰余金を繰越利益剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

(ご参考)

本資本金等の額の減少および本剰余金の処分の効力発生後の資本金、資本準備金、その他資本剰余金および繰越利益剰余金の額

資本金	100百万円
資本準備金	0円
その他資本剰余金	1,821百万円
繰越利益剰余金	0円

以上

(別紙1)

A種種類株式発行要項

1. 株式の名称
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド A 種種類株式 (以下「A 種種類株式」という。)
2. 募集株式の数
18 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 1 億円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 9 億円 (1 株につき、50 百万円)
資本準備金 9 億円 (1 株につき、50 百万円)
5. 払込金額の総額
18 億円
6. 払込期日
2023 年 5 月 31 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、全ての A 種種類株式を株式会社コナカに割り当てる。
8. 剰余金の配当
 - (1) A 種優先配当金
当社は、剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日 (以下「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主 (以下「A 種種類株主」という。) 又は A 種種類株式の登録株式質権者 (A 種種類株主と併せて、以下「A 種種類株主等」という。) に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通株主等」と総称する。) に先立ち、A 種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により A 種種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。) を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - (2) A 種優先配当金の金額
A 種優先配当金の額は、1 億円 (但し、A 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「払込金額相当額」という。) に、年率 1.875% を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日 (但し、当該配当基準日が 2024 年 2 月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。) から当該配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1 年を 365 日 (但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日。) として日割計算を行うものとする (除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基

準日より前の日を基準日として A 種種類株主等に対して剰余金の配当(下記(4)に定める A 種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係る A 種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A 種種類株主等に対しては、A 種優先配当金及び A 種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る A 種優先配当金につき本(4)に従い累積した A 種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係る A 種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算される A 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)まで、年利 1.875%で 1 年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1 年を 365 日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日。)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額(以下「A 種累積未払配当金相当額」という。)については、普通株主等に先立ち、A 種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われる A 種累積未払配当金相当額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に A 種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める A 種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A 種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして A 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として A 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 8.(2)に従い計算される A 種優先配当金相当額とする（以下、A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額を「A 種日割未払優先配当金額」という。）。

10. 議決権

(1) A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(2) 当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

11. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A 種種類株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A 種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、償還請求日の 14 日前までに当会社に対して書面による通知（以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、(i)当該償還請求に係る A 種種類株式の数に、(ii)下記(2)に定める A 種種類株式 1 株当たりの償還金額を乗じて得られる額の金銭（但し、償還請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。以下「償還金額」という。）の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、かかる償還金額を、A 種種類株主等に対して交付するものとする。

但し、償還請求日において A 種種類株主から償還請求がなされた A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる償還金額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各 A 種種類株主により償還請求がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる償還金額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社は A 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 償還金額

A 種種類株式 1 株当たりの償還金額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還金額」という。）とする。

基本償還金額 = 払込金額相当額+A 種累積未払配当金相当額+A 種日割未払優先配当金額

なお、本(2)においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準

日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして A 種累積未払配当金相当額を計算し、また、A 種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A 種日割未払優先配当金額を計算する。

(3) 償還請求受付場所

東京都港区三田一丁目 4 番 1 号
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド

(4) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(3)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

12. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭対価取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A 種種類株主等に対して金銭対価償還日の 14 日前までに書面による通知を行った上で、当該金銭対価償還日において、A 種種類株主等の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係る A 種種類株式の数に、(ii)下記(2)に定める A 種種類株式 1 株当たりの取得金額を乗じて得られる額の金銭（但し、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）を、A 種種類株主等に対して交付するものとする。A 種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A 種種類株主から取得すべき A 種種類株式を決定する。

(2) 取得金額

A 種種類株式 1 株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本取得金額」という。）とする。

基本取得金額 = 払込金額相当額 + A 種累積未払配当金相当額 + A 種日割未払優先配当金額
なお、本(2)においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして A 種累積未払配当金相当額を計算し、また、A 種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A 種日割未払優先配当金額を計算する。

13. 譲渡制限

A 種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

14. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A 種種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

(2) 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、そ

れぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 種種類株式には A 種種類株式又は A 種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

- (3) 当社は、株主に株式又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A 種種類株式には A 種種類株式又は A 種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

15. 優先順位

- (1) A 種優先配当金、A 種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A 種累積未払配当金相当額が第 1 順位、A 種優先配当金が第 2 順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第 3 順位とする。
- (2) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

(別紙 2)

定款変更案

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第 2 章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、134,400,000 株とする。	第 2 章 株式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、134,400,018 株とする。 ② 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。 普通株式 134,400,000 株 A 種類株式 18 株
(単元株式数) ② 当社の単元株式数は、100 株とする。	(単元株式数) ③ 当社の普通株式の単元株式数は、100 株とし、A 種類株式の単元株式数は、1 株とする。
第 6 条 乃至 (条文省略) 第 9 条	第 6 条 乃至 (現行どおり) 第 9 条
(新設)	第 2 章の 2 A 種類株式
(新設)	(A 種優先配当金) 第 9 条の 2 当社は、剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日 (以下「配当基準日」という。) の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種類株式を有する株主 (以下「A 種類株主」という。) 又は A 種類株式の登録株式質権者 (A 種類株主と併せて、以下「A 種類株主等」という。) に対し、当該配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通株主等」と総称する。) に先立ち、A 種類株式 1 株につき、本条第 2 項に定める額の金銭による剰余金の配当 (かかる配当により A 種類株式 1 株当たりを支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。) を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種類株主等が権利を有する A 種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 ② A 種優先配当金の額は、1 億円 (ただし、A 種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「払込金額相当額」という。) に、年率 1.875% を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日 (ただし、当該配当基準日が 2024 年 2 月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。) から当該配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1 年を 365 日 (ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日。) として日割計算を行うものとする (除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。)。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として A 種類株主等に対して剰余金の配当 (本条第 4 項に定める A 種累積未払配当金相当額の配当を除く。) が行われたときは、当該配当基準日に係る A 種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。 ③ 当社は、A 種類株主等に対しては、A 種優先配当金及び A 種

	<p>累積未払配当金相当額（本条第4項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>④ ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第2項ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）まで、年利1.875%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本項に従い累積する金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、普通株主等に先立ち、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>
(新設)	<p><u>（残余財産の分配）</u></p> <p>第9条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、払込金額相当額にA種累積未払配当金相当額及び本条第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>② A種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>③ A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第9条の2第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。</p>
(新設)	<p><u>（議決権）</u></p> <p>第9条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>② 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構</p>

<p>(新設)</p>	<p>成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第9条の5 A種種類株主は、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下「償還請求日」という。)として、償還請求日の14日前までに当会社に対して書面による通知(以下「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、(i)当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(ii)本条第2項に定めるA種種類株式1株当たりの償還金額を乗じて得られる額の金銭(ただし、償還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。以下「償還金額」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、かかる償還金額を、A種種類株主等に対して交付するものとする。</p> <p>ただし、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる償還金額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる償還金額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>② A種種類株式1株当たりの償還金額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還金額」という。)とする。</p> $\text{基本償還金額} = \frac{\text{払込金額相当額} + \text{A種累積未払配当金相当額} + \text{A種日割未払優先配当金額}}{\text{未払優先配当金額}}$ <p>なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。</p> <p>③ 償還請求受付場所 東京都港区三田一丁目4番1号 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド</p> <p>④ 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第9条の6 当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、当該金銭対価償還日において、A種種類株主等の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる</p>

	<p>(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)本条第2項に定めるA種種類株式1株当たりの取得金額を乗じて得られる額の金銭(ただし、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。)を、A種種類株主等に対して交付するものとする。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。</p> <p>② A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本取得金額」という。)とする。</p> $\text{基本取得金額} = \frac{\text{払込金額相当額} + \text{A種累積未払配当金相当額} + \text{A種日割未払優先配当金額}}{\text{未払優先配当金額}}$ <p>なお、本項においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。</p>
(新設)	<p>(譲渡制限)</p> <p>第9条の7 A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</p>
(新設)	<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</p> <p>第9条の8 当社は、A種種類株式について株式の併合又は分割を行わない。</p> <p>② 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株式にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。</p> <p>③ 当社は、株主に株式又は新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株式にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。</p>
(新設)	<p>(優先順位)</p> <p>第9条の9 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</p> <p>② 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</p>

<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条 乃至 (条文省略) 第15条</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条 乃至 (現行どおり) 第15条</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第15条の2 当会社の種類株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p><u>② 第7条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>③ 第12条、第13条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>④ 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>⑤ 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
--	--